

# 建設工事に係る最低制限価格の見直しについて

宮 津 市  
令和4年10月25日

令和4年3月に、ダンピング対策の更なる徹底に向け、中央公契連モデルの見直しが行われたことに伴い、本市が発注する建設工事に係る最低制限価格の算定方法を下記のとおり見直すこととしたので、お知らせします。

なお、解体工事については、同モデルの一部を修正した算定式としますのでご留意願います。

## 記

### 1. 算定式

#### (1) 解体工事を除く建設工事

現行 (H31.3 中央公契連モデル)
①直接工事費×0.97
②共通仮設費×0.90
③現場管理費×0.90
④一般管理費× <u>0.55</u>
上記①から④の合計額×1.10 ※ただし、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で設定

改正 (R4.3 中央公契連モデル)
①直接工事費×0.97
②共通仮設費×0.90
③現場管理費×0.90
④一般管理費× <u>0.68</u>
上記①から④の合計額×1.10 ※ただし、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で設定

#### (2) 解体工事

現行
①直接工事費×0.80
②共通仮設費×0.90
③現場管理費×0.90
④一般管理費× <u>0.55</u>
上記①から④の合計額×1.10 ※ただし、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で設定

改正
①直接工事費×0.80
②共通仮設費×0.90
③現場管理費×0.90
④一般管理費× <u>0.68</u>
上記①から④の合計額×1.10 ※ただし、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲内で設定

### 2. 施行日

令和5年1月4日以降に入札指名通知又は入札公告を行う案件から適用します。